

オーガニック野菜推進アドバイザー制度実施要領

1 趣旨

本県は、オーガニック産地の拡大を目標とし、水稻や茶では面積が増加している。一方、野菜では、品目が多岐に渡ることやほ場条件に応じたきめ細やかな栽培技術が一層求められること、生産した農産物を一定以上のロットでとりまとめて農業者が適正価格で販売できる体制等が整っていない等により、オーガニックの取組は限定的である。

そこで、オーガニックでの野菜栽培を志向する者に対し、栽培や流通・販売、PR等について、助言・指導を行う者を「オーガニック野菜推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し、オーガニック野菜の作付拡大を図る。

2 アドバイザーの要件

- (1) 滋賀県指導農業士
- (2) 元滋賀県指導農業士
- (3) オーガニック農業にかかる栽培技術、流通・販売もしくはPR等について助言・指導を行うことができる十分な見識があり、みらいの農業振興課がアドバイザーとして妥当と判断した個人もしくは法人

3 派遣にかかる手続き

- (1) 支援対象者は、アドバイザーの派遣を希望する場合、居住地域を管轄する農業農村振興事務所農産普及課（以下、「農産普及課」という。）に相談する。
- (2) 農産普及課は、派遣が必要と判断した場合、2の要件を満たし、かつ相談内容に適した者をアドバイザーとして選定する。
- (3) 支援対象者は、別紙様式第1号により農産普及課を経由し、みらいの農業振興課へアドバイザー派遣申し込みを行う。
- (4) 農産普及課は、みらいの農業振興課を経由し、アドバイザーとして選定した者へ別紙様式第2号により派遣依頼を行う。
- (5) アドバイザーは依頼を受託する場合、別紙様式第3号により、みらいの農業振興課を経由し、農産普及課へ報告する。
- (6) アドバイザーは、派遣後3週間以内または当該年度の3月10日のいずれか早い日まで、活動実績報告書（別紙様式第4号）を、農産普及課を経由し、みらいの農業振興課あて提出する。
- (7) アドバイザーは、(4)により派遣依頼を受けた場合は、事前に支援対象者の希望する指導内容等について十分理解したうえで、自らの知識等を活用し、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

4 謝金の支払い

(1) 謝金および旅費

- ア) アドバイザーの活動に対する謝金および旅費は、予算の範囲内において、県の支払基準等に基づき、支払うこととする。なお、謝金および旅費は、アドバイザーから活動実績報告書の提出があった場合に対して支給する。
- イ) アドバイザーが指導を行う際に使用する材料費および派遣終了後に長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、支援者負担とする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

6 附則

この要領は、令和8年6月29日から施行する。